

農業協同組合法施行細則

昭和42年5月12日
宮城県規則第38号

改正	昭和54年1月12日規則第3号
改正	昭和62年4月28日規則第31号
改正	平成元年3月27日規則第20号
改正	平成元年11月20日規則第75号
改正	平成6年3月31日規則第73号
改正	平成8年3月29日規則第24号
改正	平成10年3月25日規則第10号
改正	平成12年3月31日規則第130号
改正	平成14年6月28日規則第76号
改正	平成16年3月31日規則第67号
改正	平成23年7月15日規則第67号
改正	平成28年3月18日規則第20号
改正	平成30年10月5日規則第102号
改正	平成31年3月29日規則第44号
改正	令和3年3月31日規則第89号
改正	令和4年7月22日規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由)

第2条 法又はこの規則の規定により、知事に提出する書類は、農業協同組合又は農事組合法人（以下この条において「組合」という。）の主たる事務所の所在地を所管する地方振興事務所長を経由しなければならない。ただし、地方振興事務所の所管区域を超える区域を地区とする組合にあつては、この限りでない。

(指定等を受ける場合における提出書類)

第3条 次の各号に掲げる指定等の申請は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出して行うものとする。

- 1 法第10条第18項の規定による指定農協の指定申請 農業協同組合指定農協指定申請書（様式第1号）
- 2 法第11条第1項の規定による信用事業規程の設定承認申請 農業協同組合信用事業規程承認申請書（様式第2号）
- 3 法第11条第3項の規定による信用事業規程の変更承認申請 農業協同組合信用事業規程変更承認申請書（様式第3号）
- 4 法第11条第3項の規定による信用事業規程の廃止承認申請 農業協同組合信用事業規程廃止承認申請書（様式第4号）
- 5 法第11条の8第1項ただし書（同条第2項後段において準用する場合を含む。）の規定による同一

- 人に対する信用供与等限度超過の承認申請 農業協同組合信用供与等限度超過承認申請書（様式第5号）
- 6 法第11条の9ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認申請 農業協同組合特定関係者との間の取引等承認申請書（様式第6号）
 - 7 法第11条の17第1項の規定による共済規程の設定承認申請 農業協同組合共済規程承認申請書（様式第7号）
 - 8 法第11条の17第3項の規定による共済規程の変更承認申請 農業協同組合共済規程変更承認申請書（様式第8号）
 - 9 法第11条の17第3項の規定による共済規程の廃止承認申請 農業協同組合共済規程廃止承認申請書（様式第9号）
 - 10 法第11条の42第1項の規定による信託規程の設定承認申請 農業協同組合信託規程承認申請書（様式第10号）
 - 11 法第11条の42第3項の規定による信託規程の変更承認申請 農業協同組合信託規程変更承認申請書（様式第11号）
 - 12 法第11条の48第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定承認申請 農業協同組合宅地等供給事業実施規程承認申請書（様式第12号）
 - 13 法第11条の48第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更承認申請 農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更承認申請書（様式第13号）
 - 14 法第11条の51第1項の規定による農業経営規程の設定承認申請 農業協同組合農業経営規程承認申請書（様式第14号）
 - 15 法第11条の51第3項の規定による農業経営規程の変更承認申請 農業協同組合農業経営規程変更承認申請書（様式第15号）
 - 16 法第44条第2項の規定による定款の変更認可申請 農業協同組合定款変更認可申請書（様式第16号）
 - 17 法第50条の2第3項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡の認可申請 農業協同組合信用事業全部（一部）譲渡認可申請書（様式第17号）
 - 18 法第50条の2第3項の規定による信用事業の全部又は一部の譲受けの認可申請 農業協同組合信用事業全部（一部）譲受認可申請書（様式第18号）
 - 19 法第59条第1項の規定による設立の認可申請 農業協同組合設立認可申請書（様式第19号）
 - 20 法第64条第2項の規定による解散決議の認可申請 農業協同組合解散決議認可申請書（様式第20号）
 - 21 法第65条第2項の規定による合併の認可申請 農業協同組合合併認可申請書（様式第21号又は様式第22号）
 - 22 法第70条の3第3項の規定による新設分割の認可申請 農業協同組合新設分割認可申請書（様式第23号）
 - 23 農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下「省令」という。）第76条の2第1項第3号イに規定する理事の定数の4分の1を下回らない範囲内において定める数の承認申請 理事の定数の4分の1を下回らない範囲内の数の承認申請書（様式第24号）
 - 24 省令第76条の2第2項第3号イに規定する経営管理委員の定数の4分の1を下回らない範囲内において定める数の承認申請 経営管理委員の定数の4分の1を下回らない範囲内の数の承認申請書（様式第25号）
 - 25 省令第202条第7項の規定による業務報告書又は連結業務報告書の提出の延期の承認申請 農業協同組合業務報告書（連結業務報告書）提出延期承認申請書（様式第26号）
 - 26 省令第206条第2項の規定による業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の延期の承認申請 農業協同組合業務及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始延期承認申請書（様式第27号）

- 27 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第59条の規定による特定農業協同組合の承認申請 特定農業協同組合承認申請書（様式第28号）
- ② 次の各号に掲げる選任等の請求は、それぞれ当該各号に定める請求書を提出して行うものとする。
- 1 法第40条第1項（法第48条第7項において準用する場合を含む。）の規定による一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任の請求又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会若しくは総代会の招集の請求 農業協同組合一時理事（監事）の職務を行うべき者の選任（総会（総代会）招集）請求書（様式第29号）
 - 2 法第40条第3項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求 農業協同組合一時代表理事の職務を行うべき者の選任請求書（様式第30号）
 - 3 法第61条第2項（法第44条第3項、法第65条第3項及び法第70条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可に関する証明の請求 農業協同組合設立（定款変更・合併・新設分割）認可証明請求書（様式第31号）
 - 4 法第72条の22の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任請求 農事組合法人一時理事の職務を行うべき者の選任請求書（様式第32号）
 - 5 法第94条第1項の規定による業務又は会計の検査の請求 農業協同組合検査請求書（様式第33号）
 - 6 法第96条第1項（法第48条第7項において準用する場合を含む。）の規定による総会（創立総会を含む。）若しくは総代会の決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求 農業協同組合総会（総代会）決議（選挙・当選）取消請求書（様式第34号）
- ③ 次の各号に掲げる信用事業規程変更等の届出は、それぞれ当該各号に定める届出書等を提出して行うものとする。
- 1 法第11条第4項の規定による信用事業規程変更の届出 農業協同組合信用事業規程変更届（様式第35号）
 - 2 法第11条の17第4項の規定による共済規程変更の届出 農業協同組合共済規程変更届（様式第36号）
 - 3 法第11条の42第4項の規定による信託規程変更の届出 農業協同組合信託規程変更届（様式第37号）
 - 4 法第11条の42第4項の規定による信託規程廃止の届出 農業協同組合信託規程廃止届（様式第38号）
 - 5 法第11条の48第4項の規定による宅地等供給事業実施規程変更の届出 農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更届（様式第39号）
 - 6 法第11条の48第4項の規定による宅地等供給事業実施規程廃止の届出 農業協同組合宅地等供給事業実施規程廃止届（様式第40号）
 - 7 法第11条の51第4項の規定による農業経営規程変更の届出 農業協同組合農業経営規程変更届（様式第41号）
 - 8 法第11条の51第4項の規定による農業経営規程廃止の届出 農業協同組合農業経営規程廃止届（様式第42号）
 - 9 法第44条第4項の規定による定款変更の届出 農業協同組合定款変更届（様式第43号）
 - 10 法第50条の2第7項の規定による信用事業の全部の譲渡の届出 農業協同組合信用事業全部譲渡届（様式第44号）
 - 11 法第50条の4第5項において準用する第50条の2第7項の規定による共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出 農業協同組合共済事業全部譲渡（共済契約全部移転）届（様式第45号）
 - 12 法第64条第4項又は第5項後段の規定による解散の届出 農業協同組合解散届（様式第46号）

- 13 法第64条の3第3項(法第73条第4項で準用する場合を含む。)の規定による継続の届出 農業協同組合(農事組合法人)継続届(様式第47号)
- 14 法第72条の29第2項の規定による定款変更の届出 農事組合法人定款変更届(様式第48号)
- 15 法第72条の32第4項の規定による成立の届出 農事組合法人成立届(様式第49号)
- 16 法第72条の34第2項の規定による解散の届出 農事組合法人解散届(様式第50号)
- 17 法第72条の35第3項の規定による合併の届出 農事組合法人合併届(様式第51号又は様式第52号)
- 18 法第72条の44の規定による清算終了の届出 農事組合法人清算終了届(様式第53号)
- 19 法第73条の10(法第80条で準用する場合を含む。)の規定による組織変更の届出 農業協同組合(農事組合法人)組織変更届(様式第54号)
- 20 法第97条第1号の規定による共済代理店の設置又は廃止の届出 農業協同組合共済代理店設置(廃止)届(様式第55号)並びに共済代理店の概況及び理由書(様式第56号)
- 21 法第97条第3号,第4号又は第5号の規定による子会社に係る届出 農業協同組合子会社届(様式第57号)
- 22 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の制定,変更及び廃止の届出 農業協同組合信用事業方法書制定(変更・廃止)届(様式第58号)
- 23 省令第231条第1項第17号の規定による会計監査人の就任又は退任の届出 農業協同組合会計監査人就退任届(様式第59号)
- 24 省令第231条第1項第18号の規定による不祥事件の発生に係る届出 農業協同組合不祥事件発生届(様式第60号)
- ④ 法第10条第3項に規定する信託の引受けの事業を行う農業協同組合に係る次の各号に掲げる申請等は,それぞれ当該各号に定める申請書等を提出して行うものとする。
 - 1 信託法(平成18年法律第108号)第57条第2項の規定による受託者辞任許可の申請 農業協同組合信託受託者辞任許可申請書(様式第61号)
 - 2 信託法第58条第4項の規定による受託者解任の申立て 農業協同組合信託受託者解任申立書(様式第62号)
 - 3 信託法第150条第1項の規定による信託変更の申立て 農業協同組合信託変更申立書(様式第63号)
 - 4 信託法第165条第1項の規定による信託終了命令の申立て 農業協同組合信託終了命令申立書(様式第64号)

(総会招集等の届出)

- 第4条 農業協同組合(県の区域を超える区域をその地区とするものを除く。以下第8条までにおいて同じ。)は,総会又は総代会を招集しようとするときは,その会日から10日前までに農業協同組合総会(総代会)招集届(様式第65号)により,その旨を知事に届け出なければならない。
- ② 農業協同組合は,総会又は総代会が終了したときは,農業協同組合総会(総代会)終了届(様式第66号)により,遅滞なく知事に届け出なければならない。

(役員就退任の届出)

- 第5条 農業協同組合は,役員が就任し,又は退任したときは,農業協同組合役員就退任届(様式第67号)により,知事に届け出なければならない。役員の氏名に変更が生じたときもまた同様とする。

(破産等による解散の届出)

- 第6条 農業協同組合は,法第64条第1項第3号及び第4号の規定により解散したときは,農業協同組

合解散届（様式第46号）により、知事に届け出なければならない。

（事業休止等の届出）

第7条 農業協同組合又は農事組合法人（県の区域を超える区域をその地区とするものを除く。）は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 1 事業の全部若しくは一部を休止しようとするとき又は当該休止した事業を再開したとき。
- 2 破産宣告の申立てをし、又はその申立てがあつたとき。
- 3 業務の運営上重大な支障となるような事故が発生したとき。
- 4 事務所の所在地を変更したとき。

（設立、合併登記完了の届出）

第8条 農業協同組合の設立又は合併の認可を受けた者は、当該設立又は合併に係る登録を完了したときは、農業協同組合設立（合併）登記完了届（様式第68号）により、知事に届け出なければならない。

（県の区域を地区とする農業協同組合中央会への準用）

第9条 第3条第2項第5号及び第6号、第4条、第5条並びに第7条の規定は、県の区域をその地区とする農業協同組合中央会について準用する。

附 則（昭和42年規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2～4 （略）

附 則（昭和54年規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 （略）

附 則（昭和62年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 （略）

附 則（平成元年規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第73号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第24号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第10号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第130号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定に

よるものとみなす。

附 則（平成14年規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の農業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成16年規則第67号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の農業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成23年規則第67号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の農業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成28年規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の農業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成30年規則第102号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の農業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成31年規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の農業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（令和3年規則第89号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の農業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（令和4年規則第69号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の農業協同組合法施行細則による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。